

memo

Lined area for writing notes, consisting of 18 horizontal dashed lines.

あなたが安心して暮らせる  
住まいのことお手伝いします

# くらしガイドブック

—— 瀬戸市居住支援協議会 ——





## 賃貸契約を結ばれた方へ

この冊子は、住まいを「借りる人」だけでなく「貸す人」と「そこに暮らす人」が安心して生活を送るためのルールやマナーをまとめたものです。是非この冊子を参考にしながら安全で安心した暮らしを送りましょう。



## 賃貸契約書の内容をしっかりと確認しましょう

「賃貸契約書」に書かれている内容が守れなかった場合は損害の賠償を求められたり、契約が解除されそこに住み続けられなくなってしまうことがあります。

改めてしっかりと内容を確認し守っていきましょう。



## 家賃はきちんと払いましょう

家賃は決められた期日までにしっかりと払わなければなりません。家賃を滞納してしまうことがないように日頃からきちんと計画的に生活を送ることが大切です。

もし家賃の支払いを忘れてしまった場合や遅れてしまいそうな場合等は**すぐに大家さんや管理者、居住支援担当者に連絡をしましょう。**



## ルールやマナーを守りましょう

入居後は部屋の使い方だけでなく共有部分となる階段やごみ捨て場などもルールを守り丁寧に使わなければなりません。ゴミの出し方や時間など周辺地域のルールを守らないと大家さんや近所の方に迷惑をかけるだけでなくトラブルに繋がることもあります。



## 周りの住人、地域の方に気を配りましょう

集合住宅で暮らしていく為には自分だけでなくほかの住人や地域の方も気持ちよく生活することが出来るよう気を配ることが大切です。

契約書等に書かれている決まり事だけでなく**常識的なマナー**も心がけ、決められたルールをしっかりと守っていきましょう。



## わからないことや困った時はすぐに聞きましょう

分からないことや困りごとがあれば居住支援担当者や大家さん・管理者、又は他の住人に聞くなどして分からないままにしないことが大切です。大きな問題に発展してしまわない様、**早めに連絡をしましょう。**



**居住支援法人まごころ 0561-85-3080・090-1099-5433**

## 集合住宅のルールやマナー

### 部屋の中について

- 部屋の床や壁、備え付けの家具などは壊したり傷をつけないように注意しましょう。
- もし壊れてしまったり大きな傷をつけてしまった時は早めに居住支援担当者や大家さん等に報告しましょう。
- 大家さんや管理会社の了解なしに勝手に修理や工事、改造をしてはいけません。



### ゴミについて

- 日頃からごみはきちんと分別し、溜めてしまわないようにこまめに出しましょう。
- ゴミの出し方がわからないときは居住支援担当者や大家さんに確認しましょう。



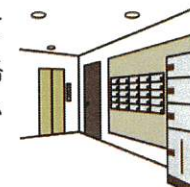
### 火の元について

- ガスコンロやストーブを使う際は火の元に充分注意し火事を起こさないようにしましょう。
- 喫煙については大家さんに事前に確認を取りましょう。室内禁煙や喫煙場所が決まっている場合があります。



### 気持ちよく生活するために

- 共有部分となる階段や駐車場、エントランスやゴミ捨て場などはみんなのものです。勝手にものを置いたり通路を封鎖してはいけません。他の住人に迷惑が掛からない様にきれいに使いましょう。
- 廊下や階段で住人と会った時や近所の方とすれ違う時は軽く会釈をするなど挨拶を心がけましょう。地域で気持ちよく生活するためのマナーであると共に防犯や安全にも繋がります。
- 大音量のテレビや音楽機器・深夜/早朝のシャワーや洗濯機の音などの生活音も近隣トラブルの原因になります。トラブルに発展しない様、生活音にも気を配りましょう。
- 何年、何十年住んでいても契約終了時や退去時にはすべて荷物を片付け原状回復をしなければいけません。物を増やしすぎない、ごみを溜めない、きれいに使うなど日頃から部屋を清潔に保ちましょう。



### 居住支援を受ける方へ

- 入居後は居住支援担当者が定期的又は随時訪問します。
- 65才以上の単身入居者の方へは瀬戸市見守りシステムを設置します。(詳しくは高齢者福祉課へ)



## 生活を定期的に見直しましょう

- 入居時には敷金礼金のほか引っ越し代や新しく購入する家具や家電など大きな出費が考えられます。毎月の家賃以外にも安定した生活が送れるよう月々の生活費を見直し計画的にやりくりしていきましょう。
- 「収入の範囲で生活をする」ことが大切です。夏や冬は冷暖房費が上がる場合があります。ケガや病気で医療費がかさむ月があるかもしれません。少し余裕をもった生活が出来るよう月々の支出を見直し把握することが大切です。

### 食費

節約のために安易に食費を削るのは良くありません。体調を崩し医療費がかかれば本末転倒になってしまいます。栄養のバランスを考えて自炊を心がけましょう。弁当の購入や外食が多いと食費がかさみます。簡単なメニューは自炊をする等上手にやりくりしましょう。

### 水道 光熱費

- 電気ガス水道は料金を滞納してしまうと止められてしまいます。口座振り込みにすると支払い忘れを防ぐことが出来ます。
- 必要のない電気やテレビのつけっぱなし、冷暖房機器の設定温度、お風呂の入り方なども気を付けて節約を心がけていきましょう。

### 通信費

携帯電話やスマートフォンなど必要以上のサービスやプランになっている場合があります。定期的に自分の使い方にあったプランに見直していきましょう。

### 娯楽費

趣味やお酒、食事などは月々に使えるお金をしっかり把握し、限度額を決めていきましょう。医療費や家電の買い替えなど急な出費に備えておくことが大切です。



## 生活の変化など様々な理由で契約を終了し退去する場合

- 借りていた部屋を勝手に退去することはできません。居住支援担当者や大家さん、管理会社などに連絡をする必要があります。退去の申し入れの期間も定められていることがありますのでしっかり確認しましょう。
- 退去時にはすべて荷物を撤去するだけでなく、入居した時になかったキズや汚れ、破損等負担しなければならないことがあります。原状回復をしなければならないことを頭に置いて丁寧に生活しましょう。



## その他瀬戸市の支援制度や相談窓口

瀬戸市居住支援協議会ではそれぞれの場面でお手伝いできることがあります。どうぞお気軽にご相談ください。

### 居住以外の支援制度と相談窓口

支援制度の相談	高齢者・介護サービス・介護についての総合相談	基幹型地域包括支援センター 電話 0561-88-1294 高齢者福祉課地域支援係 電話 0561-88-2626
	生活保護	社会福祉課保護係 電話 0561-88-2611
	障がい者サービス	社会福祉課福祉係 電話 0561-88-2612
	子育てサービス	こども未来課子育て総合支援センター 電話 0561-88-2637
	生活に困窮している	仕事・生活自立相談窓口 電話 0561-88-2545
消費生活相談	商品やサービスなど消費生活に関する困りごと相談	瀬戸市消費生活センター 電話 0561-88-2679
日常生活自立支援事業	日常的な金銭管理の支援	瀬戸市社会福祉協議会 電話 0561-84-2011
成年後見制度	判断能力が不十分な方の財産管理や契約行為の支援	尾張東部権利擁護支援センター（あすライツ） 電話 0561-75-5008